

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年1月12日 06時00分ごろ
発生場所	熊本県宇城市荷島南東岸（三角港） 三角港荷島灯台から真方位143°60m付近 （概位 北緯32°36.5′ 東経130°27.5′）
事故の概要	貨物船第二共和丸は、右転を続けながら航行中、干出浜（岩）に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年1月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第二共和丸、251トン 142800、有限会社仲矢海運（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに破口を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約122cm（三角） 日出時刻：07時21分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、三角港を出航し、熊本県長洲町長洲港に向かった。</p> <p>船長は、0.5海里レンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを作動させて単独の船橋当直につき、操舵スタンドの前に立って操船に当たった。</p> <p>本船は、約8～9ノットの対地速力で、手動操舵により三角ノ瀬戸に向けて西進していた。</p> <p>船長は、左舷方200m付近に三角ノ瀬戸に向かって同航する漁船（以下「漁船A」という。）を視認し、漁船Aとの距離を保って航行しようと思い右転を開始した。</p> <p>航海士は、三角ノ瀬戸通航後の船橋当直に備え、目を慣らす目的で昇橋した。</p> <p>船長は、漁船Aの動静監視に意識を向け、漁船Aとの距離を保ちながら航行を続け、船首方を見たところ、至近に三角港荷島灯台の灯光及び荷島の島影を認め、主機を全速力後進としたものの、荷島南東岸の干出浜（岩）に本船の船首部が乗り揚げた。</p> <p>船長は、航海士に118番通報を行わせた。</p> <p>本船は、離礁した後、自力で航行して三角港に向かった。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.35m、船尾約3.85mであった。</p>

	<p>船長は、平成28年の新造時から本船に船長として乗船しており、三角ノ瀬戸を航行するのが3回目であり、事前に三角ノ瀬戸の水路状況の確認を行っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、漁船Aの動静監視に意識を向けていたので、レーダー等による船位の確認を行っていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、漁船Aの速力が本船の速力とほぼ同じであったので、本船の速力を減じるなどして漁船Aに進路を譲り、漁船Aの後尾を追随して三角ノ瀬戸を通航していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>(付図1 航行経路図、写真1 本船の損傷(バルバスバウ)参照)</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、三角ノ瀬戸に向けて西進中、船長が、左舷方を同航する漁船Aとの距離を保って航行しようと思い、漁船Aの動静監視に意識を向けた状態で右転しながら航行を続けたことから、荷島南東岸に向かって航行していることに気付かず、同島南東岸の干出浜(岩)に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、レーダー等による船位の確認を適切に行っていなかったことから、荷島南東岸に向かって航行していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が三角ノ瀬戸に向けて西進中、船長が、左舷方を同航する漁船Aとの距離を保って航行しようと思い、漁船Aの動静監視に意識を向けた状態で右転しながら航行を続けたため、荷島南東岸に向かって航行していることに気付かず、同島南東岸の干出浜(岩)に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、本船の船員に対して次のとおり安全指導を行うなどの再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視のみに頼らず、レーダー等の航海計器を適切に使用すること。 ・時間に余裕があるときは、周囲が明るいうちに出港すること。 ・慢心せずに、危険と思えば主機を使用して早めの減速又は停止を躊躇なく行うこと。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直者は、周囲船舶の動静監視のみに意識を向け過ぎず、レーダー等を活用して船位の確認を行いながら航行すること。 ・船橋当直者は、狭水道に向かって航行中、自船とほぼ同じ速力の同航船を認めた場合、自船の速力を減じるなどして、早めに両船の接近を回避することが望ましい。

付図1 航行経路図

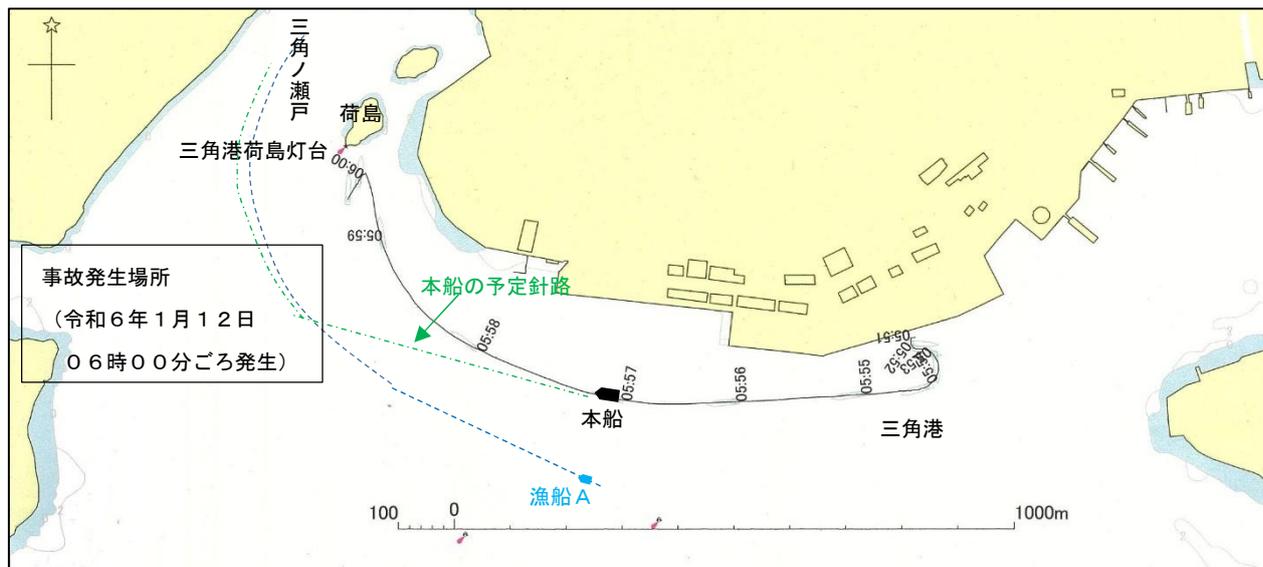


写真1 本船の損傷（バルバスバウ）

